

# 平成 28 年竹町自治会第 1 回臨時総会議事録

- 開催場所 竹町公民館
- 開催日時 平成 28 年 5 月 14 日（土） 20:00～21:15
- 出席：28 名 委任状：15 名 欠席：5 名
- 議事進行：司会：小西信弘、議長：船橋紀雄、書記：西澤圭祐  
議案説明：自治会長 荒川敏和

## ●議事内容

### ■第 1 号議案

新公民館完成にあたり、竣工式を執り行う。

#### 1. 竣工式に至るスケジュール

- 1) 5 月 14 日 臨時総会（竣工式並びに祝賀会挙行について）
- 2) 6 月 5 日 引越準備（搬入物の整理、殺虫処理）
- 3) 6 月 19 日 引越⇒現公民館取り壊し
- 4) 6 月 26 日 内覧会（竹町全住民対象：段取りは別途案内）  
公開時間は 9:00～12:00  
（建設工事の模様他、町内行事等の写真をスライドショー）
- 5) 7 月 23 日 竣工式と祝賀会

#### 2. 竣工式について

※来賓や手土産に関しては、過去に竣工式を経験している他自治会の事例を確認。  
それらが地域での基準として、一部竹町の実態に合わせて案を作成した。

##### 1) 来賓予定者

- ・富士谷市長、市関係者 2 名 3 名
- ・連合自治会長、まちづくり協議会会長、コミセンセンター長 3 名
- ・近隣自治会長（東町、若宮町、東横関町、池田本町、住吉町） 5 名
- ・中小森駐在所、桐原消防団分団長 2 名
- ・中田設計社長、担当者 2 名
- ・みやび建設社長、責任者、担当者 3 名

計 18 名

##### 2) 町内列席者（出欠確認予定）

48 名

総計 66 名

#### 3. 竣工式次第

- ①テープカット⇒館内入場、2 階会議室に整列
- ②開式の辞
- ③自治会長挨拶
- ④来賓紹介
- ⑤来賓代表挨拶（富士谷市長）

⑥施工者経過報告（みやび建設責任者）

⑦感謝状贈呈（中田設計、みやび建設）

⑧祝電披露

⑨閉式の辞

※来賓者は竣工式後、帰っていただく。

#### 4. 来賓への手土産

1) 紅白饅頭	1, 000円
2) 2, 000円相当の品（たねやのバームクーヘン等）	2, 000円
3) 清酒2合瓶	500円
合計	3, 500円

### ■第2号議案

新公民館完成にあたり、祝賀会を執り行う。

#### 5. 祝賀会

- 1) 基本的な考え方は、「住民にとって一生に一度の事なので、みんなで祝い。記憶に残る祝賀会とし、今後の住民同士の親睦を深める契機とする」
- 2) 参加者：各戸代表1名

#### 6. 必要経費

##### 【竣工式】

紅白饅頭	1, 000円×68個=68, 000円
手土産	2, 500円×18 =45, 000円（紅白饅頭除く）
感謝状	5, 000円×2 =10, 000円
その他	30, 000円
小計	153, 000円

##### 【祝賀会】

オードブル	8, 000円×6皿=48, 000円
寿司	5, 000円×6皿=30, 000円
ビール	2ケース=22, 000円
おつまみ、その他	30, 000円
小計	130, 000円
合計	283, 000円

- ・質問：竣工式の欠席者に紅白饅頭はあるのか。
- ・回答：欠席者も含めて、全員にお配りする予定です。

### ■第3号議案

新公民館竣工式と祝賀会の費用を最高30万円とし、費用を公共施設積立金から支出する。

#### 7. 予算化と財源

必要経費に対し、予算の上限を30万円とし、公共の費用として公共施設積立金会計から拠出することとする（自治会一般会計にこの費用は計上されておらず、自治会費からの捻出は困難）。

### ●第1号議案から第3号議案の採決

- ・第1号議案 満場一致により可決。
- ・第2号議案 満場一致により可決。
- ・第3号議案 大多数の承認により可決。

### ■第4号議案

公共施設積立金は非常に使いにくく、今までの慣例から、これを使う場合はたとえ少額であろうとも、毎回総会決議を必要としている。これを改善するために、竹町自治会規約運用規定に以下の条文を追加したい。

#### 第10条(公共施設積立金の運用)

本条は、竹町自治会規約運用規定第2条に規定する公共施設積立金の運用について規定する。

#### 2. 公共施設積立金の運用については次の通りとする。

- (1) 公共施設積立金の使用に関しては、自治会会計では吸収できない突発的な費用で、1案件当たり10万円を越えるものに適用するものとする。
- (2) 使用に当たっては、1案件当たり30万円以内のものについては、役員会の判断で使用できるものとし、1案件当たり30万円を越えるものについては、総会に諮り、承認を得るものとする。

- ・質問：例えば1案件10万以上であれば、3案件で30万円を越えるが、条文からは役員会の判断で使用できると読み取れる。年間通して30万円を越える場合、総会を開くという考えなのか。
- ・回答：年度ではなく、1つの催しごとに関連したもので1案件とする。  
(30万円が3回で年間90万円もあり得る。)
- ・意見：1案件を年度にしてはどうか。役員会だけで積立金の使用を判断できるとなると知らない間に積立金が減っていくことになると懸念する。
- ・回答：仮に年度にすると、年度内に1案件30万円を越える案件が出た場合、それ以降は都度総会を開かねばならないので、1案件毎とした。また、どこまで積立金の案件に組み込むか区分けが難しい部分もある。積立金の使用に関しては、金額に関わらず、住民に会計報告を行っていくことで公明性を保つ事を考える。

- ・意見：言葉的に、1案件より、1事案のほうが良いのではないかと。また、条文も解りやすく整理したほうが良い。
- ・回答：今回は、新公民館建設において、竣工式と祝賀会を1つに纏めた形で30万円を越えるか越えないかの話をしようと思っている。勿論、積立金を役員の判断で使いすぎないようにしたいと考えている。条文の1案件を1事案に直す考えは良いと思います。条文内容についても役員会で検討します。
- ・意見：あらかじめ、積立金に使用する項目を定めておいたほうが良いのではないかと。
- ・回答：当自治会では、予算計画を組んでいないため、何が突発的に発生する費用なのか不明であり、例年通りのものを会計で落とすようにしている。項目を定めるとなると、毎年、一般会計の予算計画を組んで、そこに当てはまらない項目に積立金を使うということになる。積立金の使用には、自治会費も例年一定であることから、自治会費では吸収できない案件に対して使用することを考えて、今回の議案を提案している。

#### ●第4号議案の採決

第10条の2(1)に関して 満場一致可決。

第10条の2(2)に関して

総会を開く基準を1事案30万円とするか、年間30万円とするか。

1事案30万円：賛成20名。 年間30万円：賛成2名。

賛成多数により、1事案30万円可決。

#### ■第5号議案

公民館運用ルールについて

- ・喫煙ルールについて、4項の「携帯用灰皿を持参し、喫煙所に灰皿は置かない」を「吸い殻は退館時に喫煙者が必ず持ち帰る」に変更し灰皿は喫煙所に設置する。
- ・但し、これに対するルール違反が繰り返される様な事が発生した場合は、自治会役員の判断により、灰皿を撤去し、「携帯用灰皿を持参」していただくこととする。
- ・以上を含めて、公民館使用ルールの承認いただく。

※会議室での禁煙については健康増進法の受動喫煙の防止という条文に規定されており、これを無視するわけにはいかない。また、今回喫煙者が冬の吹きさらしの中で、喫煙するような事がないように喫煙室を設けたり、会議の主催者は喫煙タイムを設けるよう促しているの理解して欲しい。尚、「携帯用灰皿を持参」というアイデアは、喫煙室の後始末を非喫煙者がするのは不条理というところから来ている。

#### ●第5号議案の採決

- ・第5号議案 大多数の賛成により可決。

## 竹町自治会規約運用規定改定案（最終）

### 第10条(公共施設積立金の運用)

本条は、竹町自治会規約運用規定第2条に規定する公共施設積立金の運用について規定する。

#### 2. 公共施設積立金の運用については次の通りとする。

- (1) 公共施設積立金の使用に関しては、自治会会計では吸収できない突発的な費用で、1事案当たり10万円を越えるものに適用するものとする。
- (2) 1事案当たり30万円以内のものについては、役員会の判断で使用できるものとする。但し、事前に会計監査員の合議を得た上、その内容については全戸に文書で報告するものとする。
- (3) 1事案当たり30万円を越えるものについては、総会に諮り、承認を得るものとする。

※役員会の判断という所に役員会が暴走するのではないかという懸念を持たれている方が多いように感じましたので、この懸念をを払拭するため、会計監査員の合議と全戸への報告を追記しました。

# 公民館使用ルール10ヶ条

公民館はみんなの財産です  
きれいで清潔な公民館をみんなで守りましょう

1. 使用する場合は自治会長に連絡の上、許可を得ること。
2. 公民館をいつもきれいに！使用後は、必ず後始末を！！
3. タバコは喫煙室だけ！その他は全室禁煙！  
(主催者は喫煙タイムに配慮してください)
4. 吸い殻は喫煙者が必ず持ち帰る  
(常備しているナイロン袋を利用してください)
5. 茶カス等生ゴミは、使った人が責任をもって持ち帰ること  
(常備している生ゴミ用レジ袋を利用してください)
6. 布巾とぞうきんは見て分かるように明確に区別すること  
(布巾をぞうきんに転用しない)
7. 便器や床が汚れたら、その場で清掃すること
8. 省エネに協力しよう  
(1室で出来る会議は1室で、エアコン2台を使わない)
9. 退館時には点検表にチェックを記入のこと  
(ガス、電熱器具等の火の元、エアコン電源、戸締まり)
10. 破損、不具合を見つけた場合は自治会長まで連絡を！

公民館はみんなで活用するためにあります  
みんなの交流の場として有益な使い方を提案して下さい